

加古川市隣接空き家一体利用除却補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、隣接する空き家の存する敷地が狭小宅地等であるなど当該敷地だけでは流通の見込みが低く空き家が放置されるおそれがある場合に、当該空き家を除却し自己の住宅の敷地と一体的に利用することで放置空き家の発生を予防し、もって市民の安全・安心の確保並びに住環境の向上を図ることを目的とし、当該狭小宅地等に存する空き家の除却工事に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することについて、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 狭小宅地等

100㎡未満の狭小宅地、建築基準法第43条第1項の規定に基づく接道要件を満たさない宅地その他当該宅地のみでは流通の見込みが低い宅地をいう。ただし、当該宅地と一体利用できる土地（当該宅地と同一の所有者又はその2親等以内の親族が所有する土地をいう。）が隣接して存在し、かつ一体利用すれば流通の見込みがある場合は除く。

(2) 隣接狭小宅地等

自己が所有する住宅の敷地と2m以上接する狭小宅地等をいう。

(3) 隣接空き家

隣接狭小宅地等に存する建築物であって、1年以上空き家の状態であるもの又は住宅地区改良法施行規則第1条に規定する別表を基に算出した点数（以下「不良度」という。）が25点以上の現在使用していないものをいう。

(4) 補助事業

隣接空き家の除却について、補助金の交付を受けて行う事業をいう。

(5) 補助事業者

補助金の交付決定を受けて補助事業を行う者をいう。

(6) 代理受領

補助事業に係る施工業者が、補助事業者からの委任を受け、補助金の受領を代理で行うことをいう。

(補助要件)

第3条 加古川市隣接空き家一体利用除却補助金は、次に掲げる全ての要件を満たす個人に支給する。

(1) 第6条第2項の規定により補助の対象に該当する旨の通知を受けた後、隣接狭小宅地等及び隣接空き家を2親等以内の親族以外の者から取得し、土地の所有権移転登記を完了していること。

(2) 隣接空き家を解体した後の隣接狭小宅地等を、自己の住宅の敷地と10年以上一体的に利用すること。

(3) 市税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が行う

隣接空き家の除却工事に係る費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助事業における補助金の交付額は、補助対象経費に相当する額（当該額が標準除却費（住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付建設省住整発第14号）に基づき国土交通大臣が定める標準除却費をいう。）を超える場合にあっては標準除却費とする。）に5分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）又は250,000円のいずれか少ない額とする。

(事前調査)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、補助金の交付申請前に事前調査申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し市長に提出しなければならない。

- (1) 補助申請者が所有する住宅とその敷地の登記事項証明書、または所有していることが確認できる書類（固定資産税納税通知書等）
- (2) 隣接狭小宅地等の登記事項証明書
- (3) 隣接していることがわかる現況写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書等の提出があったときは、申請内容が補助の対象に該当するか否かを審査及び判定し、補助申請者に対して事前調査結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の交付申請及び交付決定)

第7条 前条第2項の規定により、補助の対象に該当する旨の通知があった補助事業者は、補助事業の着手前に加古川市隣接空き家一体利用除却補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 隣接狭小宅地等及び隣接空き家を取得したことがわかる書類（売買契約書の写し、登記事項証明書等）
- (2) 誓約書（様式第4号）
- (3) 補助申請者の市税完納証明書（補助申請者の同意を得て市税の納付状況を確認できる場合を除く。）
- (4) 工事見積書（2者以上）
- (5) 収支予算書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、これを審査し、補助申請者に対し速やかに補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第5号・様式第6号）により、審査結果を通知するものとする。

3 市長は、前項に規定する補助金の交付決定を行うときに、必要な条件を付することができる。

(補助事業の変更の申請)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容、工事の経費等について変更しようとするときは、あらかじめ変更等承認申請書（様式第7号）に変更見積書（2者以上）その他市長が必要と認める書類を添付したものを市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更決定通知書（様式第8号）により、審査結果を通知するものとする。

(補助事業の中止の届出)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止届（様式

第9号)を市長に提出しなければならない。

(完了届等)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了の日から30日を経過した日又は当該交付決定の日が属する会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、補助事業完了届(様式第10号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る工事請負契約書の写し
- (2) 補助事業の状況が確認できる写真(着工前、工事中及び完了後)
- (3) 工事代金領収書の写し
- (4) 廃棄物に関する処分証明書の写し
- (5) 収支決算書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の通知等)

第11条 市長は、前条に規定する補助事業完了届の提出があったときは、その内容を審査し、補助対象工事の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に対し、補助金確定通知書(様式第11号)により、その結果を通知するものとする。ただし、確定した補助金の額が、第7条第2項の規定により交付の決定をした補助金の額(第8条第2項の規定により補助金の額の変更を決定したときは、当該変更後の額)と同額であるときは、当該通知を省略することができる。

(是正のための指示)

第12条 市長は、第10条に規定する補助事業完了届の提出を受けた場合において、補助対象工事の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これらに適合させるために必要な措置をとるよう補助事業者に指示することができる。

(補助金の請求及び支払)

第13条 第11条の通知書を受けた補助事業者は、速やかに補助金交付請求書(様式第12号)により、市長に補助金を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により請求がなされたときは、その内容を審査し、請求額が適正であることを確認のうえ、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(補助金の代理受領)

第13条の2 代理受領を利用しようとする補助事業者は、補助金交付申請書を提出する際に、代理受領事前届出書(様式第13号。以下「事前届出書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合は、補助事業完了届を提出する前までに提出すればよいものとする。

- 2 市長は、事前届出書の提出があった場合は、補助事業者に対し、代理受領事前届出確認通知書(様式第14号)を送付するものとする。
- 3 補助事業者は、代理受領の利用をやめようとするときは、補助事業完了届を提出する前までに代理受領事前届出取下届(様式第15号)を提出しなければならない。
- 4 代理受領を利用しようとする補助事業者は、補助事業完了届を提出する際に、代理受領確認書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。また、代理受領確認書には、印鑑登録証明書と同一の印鑑で押印するとともに、印鑑登録証明書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。

(2) 前号に掲げるときのほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(他制度との併用)

第15条 補助事業者は、当該補助事業について、国、県、市等の他の補助金を併せて受けることができない。ただし、補助事業の対象となる隣接空き家の不良度が100点以上の場合、加古川市老朽危険空き家除却等支援事業補助金を併せて申請することができる。

(消費税等仕入控除税額)

第15条の2 補助申請者は、規則第5条に規定する補助金等の交付の申請をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第17号）により市長に報告しなければならない。

3 市長は、前項の規定による報告があった場合において、確定した消費税等仕入控除税額が当該補助金等の交付の申請時に減額した消費税等仕入控除税額を超えるときは、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。

4 補助事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を市に返還しなければならない。

(関係書類の整備)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助事業の完了した翌年度から5年間保存しなければならない。

(暴力団等の排除)

第17条 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者並びに暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であると認められる者は、補助事業者となることができない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。